

特定不妊治療支援事業のQ&A

		Q	A
1	対象	第1子を出産しました。その時、特定不妊治療費補助を利用しました。第2子のため、特定不妊治療費補助は利用できますか。	第2子での利用は可能です。 第1子で補助をつかった場合でも、希望により回数をリセットすることができ、第2子の治療を1回目から補助をすることが可能です。 ただし、上記のような状況について県が審査し、補助決定された夫婦に補助いたします。
2	対象	助成回数の制限はありますか。	助成回数は、妻の年齢が40歳未満の場合は、6回、40歳以上の場合は、3回までです。 なお、県内の他の市町から受けた助成回数を差し引いた回数が助成回数の上限です。
3	申請	領収書の写しは、補助対象となる費用のすべてについて添付が必要ですか。	申請書類に必要な証明書に記載されていない補助対象経費がある場合は、領収書の写しが必要です。(例：院外薬局等) なお、必要な領収書を紛失・破棄等された場合は、領収書の再発行を問い合わせてみてください。
4	申請	申請期限がよく分かりません。	海田町の不妊検査・一般不妊治療費及び特定不妊治療費のいずれの補助も広島県の補助を受けていることが条件となります。 <u>申請期限は広島県の補助決定通知日から2か月以内のため、県の決定通知が手元に届き次第、速やかに海田町に申請してください。</u> いずれの場合も、窓口・郵送での申請を受付けております。 ※申請期限後の申請はできません。
5	申請	通帳がなく、振込先口座の通帳の写しが提出できない場合はどうしたらよいですか。	通帳をお持ちでない場合は、ネット銀行の金融機関名・店名・口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等の記載があるページをプリントアウトしたもの、もしくは上記内容が確認できるキャッシュカードの写しを提出してください。ただし、「カード番号」「セキュリティ番号」等の不要な個人情報は黒塗り等で見えないようにした写しを提出してください。

6	申請	添付書類に必要な 県申請書等につい て教えてください。	以下の書類については、県に申請した際に交付さ れた書類の写し（県の受付印があるもの）を海田 町に提出してください。 【特定不妊治療支援事業】 ○広島県の特定不妊治療支援事業申請書 ○広島県の特定不妊治療支援事業申請に係 る証明書
---	----	-----------------------------------	---